

長生村道路照明灯設置基準を次のように定める。

令和3年1月26日

長生村長 小 高 陽 一

長生村訓令第1号

庁中一般

長生村道路照明灯設置基準

長生村道路照明灯設置基準(令和元年長生村訓令第2号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この基準は、道路照明灯(以下「外灯」という)の設置に関して必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、もつて夜間交通の安全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 村認定道路 道路法(昭和27年法律第180号)に基づき認定した道路をいう。
- (2) 村有地(道) 村が所有し、村道認定していない道路をいう。
- (3) 私道 個人や法人等が所有する土地に設置された道路をいう。
- (4) 東電柱 東京電力パワーグリッド株式会社が所有する電柱をいう。
- (5) 公道 国や県、又は市町村が管理している道路をいう。

(設置の基本)

第3条 外灯の設置に当たっては、自治会の総意を原則として自治会長からの要望書を受けるものとする。ただし、自治会に加入していないことにより自治会を通じての要望が困難な場合は、近隣住民5戸以上の連名書を添えて自治班長としてその代表者が要望することができるものとする。

2 前項の場合においては、自治会からの要望を優先順位の第1位として取り扱うものとする。ただし、その要望の緊急性、必要性及び重要性を村が判断し、前後することも妨げない。

3 外灯の設置に当たっては、道路状況、交通状況等を把握した上で設置の必要性を検討し、適切な設置となるよう十分留意しなければならない。

(設置対象道路等)

第4条 設置の対象となる道路等においては、当該各号の定めるところによる。  
この場合において、緊急輸送道路、通学路等の根幹的な役割を担っている道路を優先する。

(1) 村認定道路

(2) 村有地（道）

(3) 私道のうち、次の要件を満たすもの

ア 土地所有者の許可を得ずに不特定多数が利用できるものであること。

イ 幅員が4 m以上であること。

ウ 両端が公道に接しており、通り抜けができるものであること。

（設置の形態）

第5条 外灯は、当該各号の定めるところにより設置する。

(1) 村認定道路及び村有地（道）において、単独柱を用いて新設する場合は、村所有の敷地内に設置するものとし、他施設に共架する場合は、当該施設所有者の許可を得て設置するものとする。

(2) 私道においては、東電柱への共架とする。

（設置の基準）

第6条 外灯は、設置しようとする箇所と既設箇所との距離が原則として50メートル以上100メートル以内であり、かつ、次の条件に該当する箇所に設置する。

(1) 防犯上特に必要と認められる箇所

(2) 事故等が発生し、又は発生するおそれがあるなど、必要と認められる箇所

(3) 前2号に定めるもののほか、村長が特に必要と認めた箇所

（維持管理）

第7条 この基準に基づき設置された外灯については、所要の機能を十分発揮できるよう村が適切に維持管理を行う。

（移設及び撤去）

第8条 既設の外灯の設置位置が隣接地の改修等により支障を来した場合は、移設を基本とし、原則として撤去は行わない。この場合において、村が移設することとし、移設位置については、協議の上決定する。

（その他）

第9条 開発事業により設置された外灯は、開発事業者が設置し村へ寄附採納されたもの以外は、原則として、開発事業者にて維持管理を行うこととする。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。